



BUREAU
VERITAS

建設住宅性能評価の申請要領

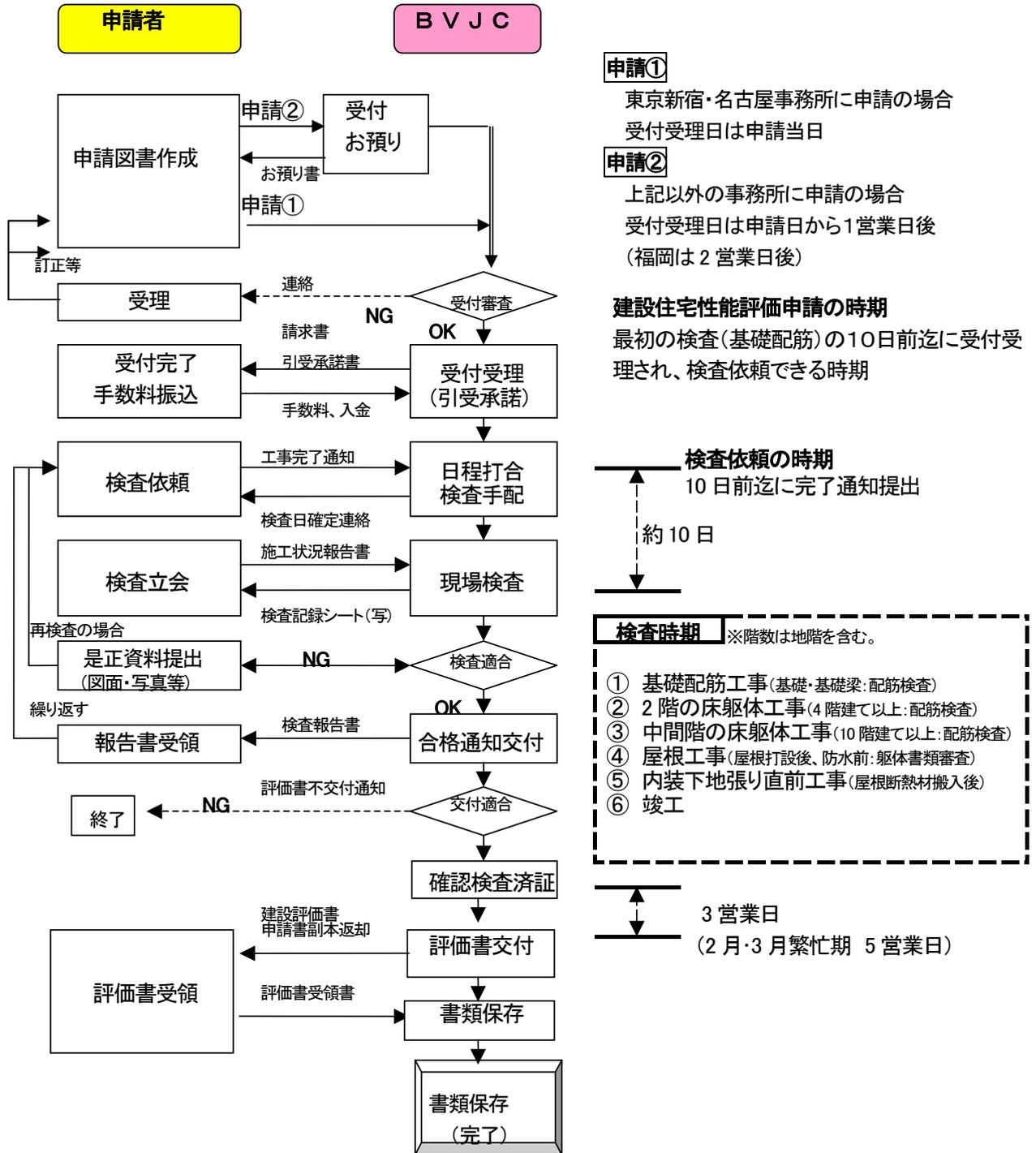
(共同住宅)

2004年 1月28日 制定
2009年 3月30日 改定
2011年 1月 4日 改定

ビューローベリタス ジャパン株式会社

★★★ 建設住宅性能評価申請について ★★★

1) 手続きの流れ (共同住宅)



- (注)
- 『検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書』(=[工事完了通知])が検査の申請書ですので、検査毎に1部提出して下さい。
 - 竣工検査が済んでも、すぐには建設評価書は交付されません。
竣工検査合格通知が交付され、かつ確認検査済証が交付されている事が条件です。
 - 評価書交付予定日は、上項のいずれか遅い日の3営業日後が標準です。
 - 他社の設計評価で当社に建設評価をご申請の場合は、別途担当者とお打合せください。

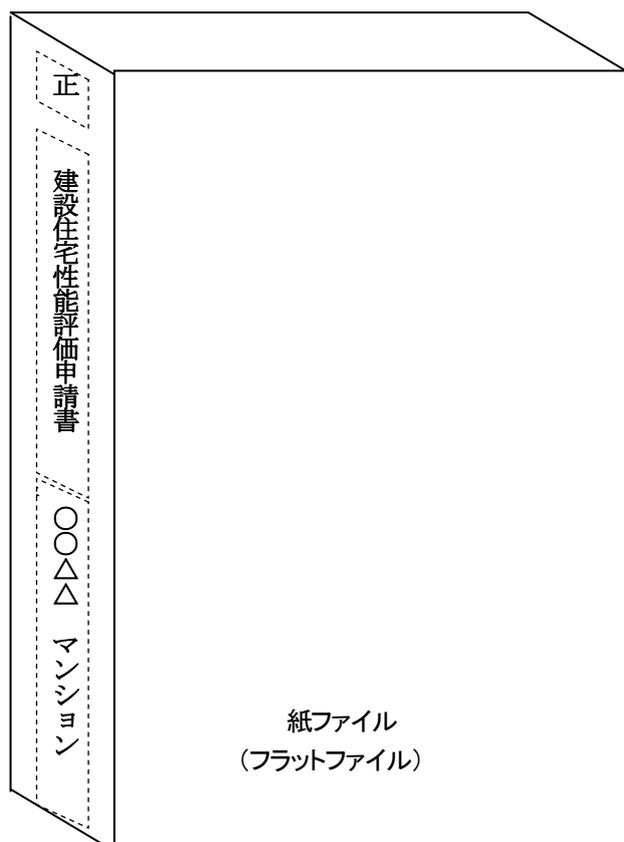
2) 申請に必要な書類一覧と提出部数 (共同住宅)

設計住宅性能評価が当社か他社かで提出書類が異なります。

	提出書類	当社設計評価の場合	他社設計評価の場合
a	建設住宅性能評価申請書 (別表) (当社様式)	正 1 部	正 1 部
b	建設住宅性能評価申請書 (当社様式: 1~3 面)	正・副 各 1 部	正・副 各 1 部
c	委任状 (当社様式)	正・副 各 1 部	正・副 各 1 部
d	建築確認済証写し	正・副 各 1 部	正・副 各 1 部
e	施工状況報告書様式 (当社様式: 基礎~竣工まで一式 記入不要)	正・副 各 1 部	正・副 各 1 部
f	設計住宅性能評価書写し	—	正・副 各 1 部
g	設計住宅性能評価申請書及び添付図書	—	正・副 各 1 部

3) 提出形式

- ① 申請書類 (a~e) を正・副 別々に A4 版の紙ファイル (フラットファイル) に綴じて提出して下さい。
- ② 設計住宅性能評価書・設計住宅性能評価申請書及び添付図書は、①とは別のパイプ式ファイルに綴じて提出して下さい。(設計評価が他社の場合のみ)
- ③ 申請書類のファイルの背表紙は、下図を参考に作成願います。



背表紙作成上のお願い
 ・正本副本の識別をして下さい。

4) 申請図書の返却

申請図書 (正・副) は竣工までお預かりし、建設住宅性能評価書交付時に、各検査の検査記録・施工状況報告書等の写しを副本ファイルに綴じてお返しします。控が必要な場合は提出前に写しを取っておいて下さい。

5) 建設住宅性能評価申請の受付（共同住宅）

- ① 申請受付はBVJCの下記事務所で行います。

東京新宿	名古屋	大阪	仙台	横浜
◎	◎	○	○	○
東京御茶ノ水	立川	千葉	埼玉	福岡
○	○	○	○	○

凡例 ◎：受付及び評価書交付事務所（以下、交付事務所という） ○：受付事務所

- ② 東京新宿事務所・名古屋事務所にご申請の場合は、その場で受付受理を行い引受承諾書及び手数料請求書をお渡しいたします。
- ③ 上記②以外の事務所にご申請の場合は、受付し『お預り書』を発行致します。受付受理日は引受承諾書の発行日となります。（受付日から1営業日後、但し福岡は2営業日後）この場合、引受承諾書および手数料請求書を所定の送付先に郵送いたします。

6) 建設住宅性能評価申請における検査の時期

建設住宅性能評価を行う際の検査時期は以下の通りです。（階数は地階を含め最下階から数える）

	検査時期	具体的時期	
a	基礎配筋工事の完了時	基礎・基礎梁配筋が完了しスパーを取り付けた時期	注1
b	2階の床躯体工事の完了時	4階以上の建物：2階の床及び梁配筋が完了した時期	注2
c	中間階の床躯体工事の完了時	10階以上の建物：(N×7+3)階の床及び梁配筋が完了した時期	注3
d	屋根工事の完了時	屋根コンクリート打設後、防水工事前の時期（躯体工事の書類審査）	注4
e	下地張り直前の工事の完了時	断熱材工事完了の時期⇒屋根の断熱材が確認できる時期	注4
f	竣工時	住宅性能評価項目の工事が完了した時期	

注1：耐圧版などコンクリートの先行打設が有る場合は耐圧版コンクリート打設前に検査

注2：直近に建築確認の特定工程検査が有る場合は同時期とすることができる

注3：N=1,2,3の自然数。⇒10階・17階・24階の床

注4：屋根工事と下地張り直前の工事の検査は、最終コンクリート打設の2週間後を目途に同日検査

8) 建設評価書を交付できない場合

下記項目に該当する場合は、建設住宅性能評価書を交付出来ません。

- ① 申請書及び提出図書に不備等があり、是正されない場合
- ② 申請内容が明らかに虚偽である場合
- ③ 申請された住宅が建築基準法違反である場合
- ④ 当社の責に帰すことのできない事由により検査を行う事が出来ない場合
- ⑤ 申請された住宅について確認検査済証が交付されない場合（交付不要もしくは別途承認を受けた場合を除く）

★★★ 建設住宅性能評価における検査について ★★★

1) 検査の申し込み (共同住宅)

- ① 当社宛に『検査対象工程に係る工事が完了する日又は完了した日の通知書』(以後【工事完了通知】という)を1部提出して下さい。(郵送：住宅性能評価業務部宛)
- ② 検査の5営業日前に当社より、検査時間をご連絡致します。(『FAX TRANSMITTAL』をFAXにて送信)
- ③ 【工事完了通知】は、検査希望日の10日前迄に提出して下さい。
- ④ お急ぎの場合は、上記提出期限内に【工事完了通知】を住宅性能評価業務部宛にFAXし、原本(申請者押印済)を検査日の3日前までに着くように郵送して下さい。
- ⑤ 検査の申し込みは検査工程毎に必要です。屋根工事と内装下地張り直前工事等、複数工程の検査を兼ねる場合も、それぞれについて【工事完了通知】の提出をして下さい。

2) 施工状況報告書の作成・提出

- ① 検査前に検査対象工事の『施工状況報告書』^(註)を作成し、検査時に検査員に1部提出して下さい。
(注)：『施工状況報告書』は申請時の添付書類とは別に検査毎に作成して下さい。
- ② 施工状況報告書は、表紙および第二面以降の下記事項(該当部分)を記入して下さい。
設計評価等級/検査項目/変更有無/関連図書/写真/確認内容
- ③ 建設評価完了後、申請書副本に施工状況報告書正本のコピーを綴じてお返しいたします。

3) 検査

- ① まず現場事務所にて書類検査(審査)を行います。『施工状況報告書』記載の関連図書を準備して下さい。
- ② その後現場の現地検査を行います。
- ③ 指摘事項がある場合は、『施工状況報告書』に記録し、詳細を『検査記録シート』に記述します。
『検査記録シート』には施工管理者と検査員の署名をし、写しを受領して下さい。
- ④ 指摘(是正)事項等があった場合は、是正後速やかに報告書類を提出(郵送)して下さい。

4) 検査報告書の交付

- ① 検査に合格した場合(是正後)、検査毎に『検査報告書』及び『検査済シール』を交付(郵送)致します。
- ② 『検査済シール』は作業所に掲示して下さい。

5) 建設住宅性能評価書の交付

- ① 確認検査済証および消防検査済証の写しを提出して下さい。
- ② 竣工検査に合格した住宅であっても、建築基準法上の確認検査済証が交付されない限り、建設住宅性能評価書は交付されません。
- ③ 評価書交付は、竣工検査合格及び確認検査済証交付の確認及び申請手数料が完納確認後、3営業日後の交付となります。(繁忙期2月~3月は5営業日後)
- ④ 評価書受領の際には、『受領書』に記名・捺印をいただきますので、申請者もしくは申請代理者の印鑑を御持参下さい。

【注記】 郵送等による申請書受付は、原則的にお断りしております。また、評価書の郵送等によるお渡しも同様です。やむをえない事由により郵送等による受付・受領をご希望の場合は、事前に担当者とお打合せ下さい。ただし、【工事完了通知】や「是正報告書」の提出は郵送でも結構です。

★ ★ ★ 設計住宅性能評価書 交付後 の 設計変更 について ★ ★ ★

★ 『設計評価の記載内容に係わる変更』が生じた場合

変更内容により「変更申請」又は「変更申告」をして下さい。

1) 「変更申請」が必要な場合

変更内容

- ① 評価結果を記載した部分の変更
 - a 等級の変更
 - b. 表示事項の変更（表示値、有無）
- ② 評価結果を記載した部分の変更を要する可能性がある変更
 - a 建て方の変更（共同住宅⇒戸建住宅への変更、階数・構造等の変更）
 - b. 容易に照合が出来ない内容の場合（あらためて構造計算が必要な場合等）
 - c. 評価結果に影響する地名地番等の変更（建築場所が変る場合や大幅な敷地形状変更を伴う場合）
- ③ 「申請者又は建築主」の氏名又は名称の変更（売買等により権利を取得した者の場合も含む）

申請要領

- ① 変更設計住宅性能評価申請書及び添付図書を、A4版の紙ファイルに綴じて正・副 各1部提出して下さい。
- ② 自己評価書・設計内容説明書及び添付図書は、変更に係る項目のみ提出して下さい。
- ③ 申請書の構成は、申請書別表・申請書第一面～第四面（別紙）・委任状・自己評価書・設計内容説明書及び設計図（変更部分にマキング）等です。（設計住宅性能評価申請と同じ構成）

設計住宅性能評価書交付

変更申請された住宅（住戸）について新しい設計住宅性能評価書を交付致します。

2) 「変更申告」が必要な場合・・・（建設評価申請を行っている施工中の物件に限る）

変更内容

- ① 評価結果を記載した部分の変更を要しない変更
 - a. 評価結果に影響しない住居表示等の変更（合筆等による地名地番の変更含む）
 - b. 住宅名称の変更
 - c. 設計者の氏名・名称・連絡先等の変更
 - d. 相続人その他の一般継承人の場合の、「申請者又は建築主」の氏名又は名称の変更
 - e. 申請者又は建築主の連絡先の変更
 - f. 評価結果（等級）に影響しない内容・表記事項の変更（次頁の変更申告例を参照）
 - g. 建築面積及び延べ面積の変更

申告要領

- ① 変更申告書及び添付図書を正・副 各1部提出してください。
- ② 変更申告書に性能表示事項・変更項目・変更内容を記入し、関連図面（変更部分にマキング）を添付して下さい。

注記 設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の記載内容が相違する場合があります。
記載内容の整合を図る場合は、設計評価の変更設計住宅性能評価申請を行って下さい。

★『設計評価の記載内容に係わらない変更』が生じた場合

- ① 代理者の氏名・名称・連絡先の変更は、届出書（任意書式）を提出して下さい。
- ② 「住宅性能評価に係わる部分」の変更（施工状況報告書の変更等の内容欄への記載を含む）は、前記の「変更申告」をして下さい。
- ③ 「住宅性能評価に係わらない部分」の変更は、対応不要です。

★ その他（建設評価申請書の記載事項の変更）

- ① 建設評価申請書の記載事項が変更になった場合は、専用の「申請書の変更申告」シートに記入し正・副 各1部提出して下さい。

【変更申告の例】（評価等級に影響しない変更）

- ・ 構造躯体等の軽微な変更
- ・ 設計評価に無い地盤調査・載荷試験や地盤改良を追加した場合（調査・試験結果添付） ※
- ・ 杭実長（支持層に傾斜有りなど：理由を明記する） ※
- ・ 火災時脱出対策の避難器具の有無変更 ※
- ・ 避難器具の種類変更：避難はしご⇒緩降機 ※
- ・ 排水縦管の掃除口の位置変更（掃除口の階変更⇒系統図添付）
- ・ 更新対策の躯体天井高さの数値が表示値を下回る場合 ※
- ・ 間仕切り変更（居室面積変更無し）
- ・ 間仕切り変更（居室面積変更⇒光視開口計算添付）
- ・ サッシ寸法変更（光視開口計算添付）
- ・ 光視環境の開口率・開口比の数値が表示値を下回る場合 ※
- ・ 断熱材の種類及び厚さの変更（熱抵抗値の計算添付）
- ・ 空気環境の局所換気・換気窓の有無変更 ※
- ・ 高齢者対策の共用部テスリ位置変更（変更位置図添付）
- ・ バルコニー等の中止や形状変更による防犯窓の区分変更 ※

※印：設計住宅性能評価書と建設住宅性能評価書の記載内容が相違する場合があります。
記載内容の整合を図る場合は、設計評価の変更設計住宅性能評価申請を行って下さい。